

頁	ケースNo.	箇所	現行	訂正後
83	ケース20	【裁決】の最後の文	プロテスト委員会 <b>は</b> 、審問を再開し規則64.2および規則A10に従い、適切な救済を与える指示をする。	プロテスト委員会 <b>に対し</b> 、審問を再開し、規則64.2および規則A10に従い、適切な救済を与える <b>こと</b> を指示する。
106	ケース33	【回答1】の2番目の文	たとえ位置2でSLが座礁する危険には至っておらず、SLの声かけが規則20.1(a)となつたであろうとも、SWIは規則20.2(b)と20.2(c)によって、応じることが求められている。	たとえ位置2でSLが座礁する危険には至っておらず、SLの声かけが規則20.1(a) <b>違反</b> となつたであろうとも、SWIは規則20.2(b)と20.2(c)によって、応じることが求められている。
123	ケース46	【裁決】の最後から2番目の文	接触を回避するためにLがラフを止めてベア・アウェイをする必要が生じた瞬間、 <b>L</b> は規則11に違反している。	接触を回避するためにLがラフを止めてベア・アウェイをする必要が生じた瞬間、 <b>W</b> は規則11に違反している。
28 180	ケース92	ケースの要約	航路権艇がコース変更する場合、非航路権艇は、航路権艇がそのときにしていることに <b>のみ</b> 応えて行動する必要が <b>なく</b> 、航路権艇がその次にするかもしれないことに応えて行動する必要はない。	航路権艇がコース変更する場合、非航路権艇は、航路権艇がそのときにしていることに <b>のみ</b> 行動する必要が <b>あり</b> 、航路権艇がその次にするかもしれないことに応えて行動する必要はない。
14 181	ケース93	ケースの要約	艇が他艇の風下側にオーバーラップした直後にラフし、 <b>他艇に避けていることを可能にするシーマンらしい行動がない場合、～</b>	艇が他艇の風下側にオーバーラップした直後にラフし、 <b>他艇がシーマンらしいやり方で避けていることができない場合、～</b>
183	ケース93	【裁決】の2段落目の最後から2番目の文	Wに、避けているためのシーマンらしい行動はなかった。	Wに、避けているためのシーマンらしい行動は <b>可能では</b> なかった。
192	ケース99	【裁決】最後の段落	最後に、プロテスト委員会は、 <b>判決を変更する観点で</b> 、規則62.1(b)に基づきSに救済を与えることを考慮する審問を召集するための資格を規則60.3(b)がプロテスト委員会に与えていることに、 <b>注意するのがよい</b> 。	最後に、プロテスト委員会は、 <b>変更された判決を踏まえ</b> 、規則62.1(b)に基づきSに救済を与えることを考慮する審問を召集するための資格を規則60.3(b)がプロテスト委員会に与えていることに、 <b>留意すべきである</b> 。
206	ケース109	【質問1】の2番目の文	その法規は、海上における衝突予防のための国際規則( <b>IPCAS</b> )とどう違うのか？	その法規は、海上における衝突予防のための国際規則( <b>IRPCAS</b> )とどう違うのか？
207	ケース109	【質問3】	レース公示、帆走指示書または大会を管理する他の文書で、 <b>IRCAS</b> または航路権に関する国内法規、IRCASまたは国内法規の他の規則を適用させることができるか？	レース公示、帆走指示書または大会を管理する他の文書で、 <b>IRPCAS</b> または航路権に関する国内法規、IRCASまたは国内法規の他の規則を適用させることができるか？
207	ケース109	【質問4】	帆走指示書に <b>第2章の規則がIRPCASの航路権規則に代わり</b> と記載された場合には、IRCASのどの規則が第2章のどの規則に代わるのか？	帆走指示書に <b>IRPCASの航路権規則が第2章の規則に置き換わり</b> と記載された場合には、IRCASのどの規則が第2章のどの規則に代わるのか？

頁	ケースNo.	箇所	現行	訂正後
217	ケース116	【回答2】	Aの最も悪い得点を除外しても、シリーズの半分以上のレースに対し、Aがスタートをしたレースのフィニッシュ順位に基づく点数が与えられていることをプロテスト委員会は認識すべきである。異なる状況に対しては、異なる救済の調整が必要である。この特殊なケースの1つの案は、プロテスト委員会は衝突が起きたレースに対してのみ、Aに対して救済を与えることができたであろう。	プロテスト委員会は、最も悪い得点を除外後のある艇の過半数のレース得点が、その艇がスタートをしたレースのフィニッシュ順位に基づいていることを確実にすべきである。異なる状況に対しては、異なる救済の調整が必要であるかもしれない。この特定のケースにおけるひとつの可能性は、プロテスト委員会が、衝突が起きたレースに対してのみ、Aに対して救済を与えることだったであろう。
209	ケース110	【回答3】の最初の文	ならない。	いいえ。
227	ケース122	【質問1に対する想定した事実】の最初の文	プロテスト委員会が受け取った報告書により、	プロテスト委員会が受け取った報告により、
228	ケース122	【回答1】の2段落目の3番目の文	規定の3.1には、主張の重大性を納得できる程度に、聴聞期間の納得できる程度に「十分に納得」しなければならないと記載されている。	規定の3.1には、申し立ての重要性を考慮したうえで、聴聞機関が「十分に納得」できる程度に、違反が起きたことを立証しなければならないと記載されている。